

I. はじめに

- ・ アベノミクスのもと、経済の好循環が実現。企業の積極的な取り組みにより、様々な投資の拡大・賃金の上昇が継続
- ・ 今後、デフレからの脱却・経済再生・名目 GDP600兆円の実現のために、第四次産業革命(Society 5.0)を強力に推進することが極めて重要。わが国企業の競争力の根幹を支える税制について、維持・拡充を図り、経済成長をさらに加速させるべき
- ・ また、財政健全化に向け、デフレ脱却と経済再生、社会保障制度改革を中心とする歳出改革、2019年10月の消費税率10%への確実な引上げなどの歳入改革に取り組み、2020年度のプライマリーバランスの黒字化を実現すべき
- ・ 経済界としても、民主導のイノベーションを通じ様々な投資の増大、雇用・賃金の改善につながる経済の好循環を創り出すべく、積極的に取り組む

II. 平成29年度税制改正に関する提言

1. GDP600兆円経済の実現に向けた法人課税のあり方について

成長に資する法人課税の措置の維持・拡充

- ・ 国際的な税負担のイコールフットイングに留意し、将来的に OECD 諸国平均や競合するアジア近隣諸国並みの法人実効税率 25%の実現を目指す

研究開発税制の維持・拡充

- ・ わが国が引き続き世界経済のなかで主要な地位を保ち、イノベーションを通じて新しい価値を創出するために、研究開発税制の存在は不可欠。2016年9月より研究開発投資は GDP の計算の基礎となるなど、GDP600兆円実現のための重要な事業活動
- ・ 研究開発税制は制度の維持・拡大が求められる
- ・ 総額型は研究開発を支えるまさに根幹であり、維持が不可欠。25%の控除上限を引下げるべきではない
- ・ 増加型・高水準型についても、存続が前提。とりわけ研究開発を中長期的に支援する観点から高水準型の役割は大きい
- ・ 幅広い産業で第四次産業革命(Society 5.0)を推進すべく、IoT やビッグデータ、AI などの技術を活用したサービスの改善を対象に含めるべき
- ・ オープンイノベーション型は、大学や研究開発法人との連携促進のために極めて重要。契約書の記載条件の簡素化などによりさらに促進すべき

経済の活性化・さらなる成長の加速化に向けた設備投資等の喚起

- ・ 企業の設備投資への意欲を引き続き喚起すべく、以下の税制上の措置を検討
 - ・ 特定事業用資産の買換特例の維持が必要。また、機械装置および工具へ対象を拡充し、幅広く設備投資を促進すべき
 - ・ 都市の活力を維持し、インフラ整備を充実させ、国際競争力を強化するために、都市再生税制を延長すべき

国際課税

① 外国子会社合算税制(CFC税制)の見直し

- ・ 実務負担に配慮しつつ、日本で納めるべき税が意図的に浸食され、軽課税国で租税回避を生み出している場合のみを合算対象とすべき
- ・ 航空機リースなど事業実体のある事業や、グループ内組織再編から生じるキャピタルゲインなどを CFC 税制の適用除外にすべき
- ・ 所得の詳細な分類・判別やトリガー税率・適用除外要件の根本的な見直しは、企業の実務負担を著しく増加させることから賛成できない
- ・ 現在、合算対象外である事業持株会社や物流統括会社、グループ金融会社、英国ロイズ保険会社等を合算対象にすべきではない

② 租税条約

- ・ 中国、インド、タイ、インドネシア等との改定交渉、ミャンマー、アルゼンチン、ベネズエラ等との締結交渉の推進

③ BEPS 対応に関する一貫性ある実施と残された課題への対応

- ・ 競争力強化とコンプライアンス・コスト等とのバランスに配慮し、国内法制化・残された課題を検討

④ その他、国際課税に関する課題

- ・ 外国税額控除制度の繰越限度超過額及び控除余裕枠の繰越期間の延長
- ・ 地方法人税における外国税額控除の繰越制度の適用

地方法人課税の改革

- ・ 償却資産(特に機械装置および工具)に係る固定資産税は諸外国でも稀。わが国でも抜本的な見直しが必要
- ・ 地方法人所得課税の国税化による偏在是正のさらなる推進、国際的にイコールフットイングになるよう法人の負担水準のあり方を検討
- ・ 地方法人課税の簡素化(申告書類の削減、外形標準課税の計算の簡素化、事業所税と他の税目との統合等)
- ・ 電力・ガス事業における収入割基準について、小売全面自由化による競争環境の変化を踏まえた見直し

その他法人課税…事業再編を促進するための税制措置、外航船舶にかかる特別償却制度の延長、トン数標準税制の拡充、欠損金の繰越期間の延長、原料用途免税の本則非課税化、役員報酬制度の改善、特定同族会社留保金課税の見直し、印紙税の廃止・軽減等

2. 消費税

- ・ 2020年度のプライマリーバランス黒字化を達成するため、2019年10月に予定通り着実に消費税率10%へと引上げるべき
- ・ 仕入税額控除制度における95%ルールの復活
- ・ 仕入税額控除ができない非課税取引について一定の配慮

3. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

- ・ 自動車重量税のエコカー減税、自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長
- ・ 自動車取得税のエコカー減税について昨年決定された自動車税・軽自動車税の環境性能割の負担と同水準に見直した上で、延長
- ・ 自動車税の税率引下げ、初年度月割課税の廃止
- ・ 自動車重量税の「当分の間税率」の廃止
- ・ 中長期的には、自動車関係諸税を納税者にとって分かりやすくなるよう簡素化

4. 住宅・土地・都市税制

- ・ 土地の売買等・住宅用家屋に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 国家戦略特区における税制措置の拡充
- ・ 買取再販による住宅の取得に係る不動産取得税の軽減措置の延長・拡充

5. 環境・資源・エネルギー関係諸税

- ・ 非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置の延長
- ・ 地球温暖化対策税の廃止を含めた抜本の見直し、使途拡大・新税創設に反対
- ・ 航空機燃料税に関する軽減措置の延長
- ・ 石油関係諸税の負担軽減

6. 年金税制

- ・ 退職年金等積立金に係る特別法人税の廃止、確定拠出年金制度の改善

7. 個人所得課税

- ・ 若年層・子育て世代の活力維持、女性の活躍推進への配慮
- ・ NISA・ジュニア NISA の恒久化
- ・ 上場株式等の相続税評価額の見直し
- ・ 金融所得課税の一元化
- ・ 生命保険料控除制度の拡充
- ・ 高度外国人材の活用を促進するため、相続税の課税範囲を見直し